

平成 31 年度社会福祉法人亀山市社会福祉協議会 職員採用試験受験案内

社会福祉法人亀山市社会福祉協議会

〒519-0164

三重県亀山市羽若町545

亀山市総合保健福祉センター内

TEL0595-82-7985

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられ、地域住民とともに「みんなで支え合い、誰もが安心して、心豊かな生活が送れる福祉のまちづくり」を目指して社会福祉事業・介護保険事業をはじめとする幅広い福祉事業を展開している民間の団体（社会福祉法人）です。

1. 受験区分及び採用予定人数並びに受験資格

受験区分	受験資格	採用人数
正規職員	昭和58年4月2日以降に生まれた方で次に該当する方 (1) 心身共に健康で社会福祉の仕事や心身障がい児・者に理解のある方 (2) 4年制大学を卒業した方又は卒業見込みの方、又はこれらと同等の資格を有する方 (3) 普通自動車運転免許を所有の方または採用時まで取得見込みの方 (4) 通勤可能な方	1名

2. 試験の日時・試験科目・試験会場

試験	試験日	試験時間	試験科目	試験会場
第1次	2月24日(日)	9:00～(予定)	適性検査・ 教養試験・小論文	亀山市総合保健福祉センター
第2次	3月9日(土)	9:00～(予定)	面接試験	亀山市総合保健福祉センター

(1) 試験会場について

亀山市総合保健福祉センター

(電車) JR 亀山駅から徒歩 20 分

(バス) 亀山市バスさわやか号「亀山市総合保健福祉センター前」下車徒歩 1 分

(車) 亀山インターチェンジから 1 号線を四日市方面へ 10 分

(2) 自家用車のご利用について

試験会場には、駐車場を完備しています。

3. 試験内容

試験	試験科目	内容
第1次	事務適性検査 職場適応性検査 教養試験 小論文	事務の適応性を正確さ、迅速さ等の作業面から見る検査 職場への適応性を職務や対人関係に関する性格の面から見る検査 大学卒業程度及び一般的知識についての筆記試験(120分) 表現力・思考力などについての筆記試験(90分)
第2次	面接試験	個別面接による試験

4. 受験手続

(1) 受験案内、採用試験申込書及び履歴所・身上書の請求について

亀山市社会福祉協議会事務局（亀山市総合保健福祉センター1階）にて交付、または亀山市社会福祉協議会ホームページからダウンロードしてください。

郵便で請求する場合は、封筒に「受験案内請求」と書き、120円切手を貼ったあて先名の返信用封筒（角2号）を同封し郵送ください。（返信用封筒のないものは、採用試験申込書の請求を受理いたしませんのでご注意ください。）

(2) 受験申込方法

ア 受験希望者は、採用試験申込書に所定の事項を記入し、次の書類を添付し亀山市社会福祉協議会へ持参するか郵送してください。郵送による受験申込みは**2月12日(火)**の必着とします。

・履歴書及び身上書（指定のもの） 自筆により記載し、写真【3カ月以内に撮影したもので、無帽・正面・無背景で胸から上が写っているもの】を添付してください。

・最終学校の卒業証明書及び学業成績証明書

・資格を有することを証明する書類の写し（運転免許証等）

・写真1枚（たて4cm×よこ3cm裏面に名前を記載）【履歴書に添付したものと同一のもの】

・受験票返信用封筒（長形3封筒） 82円切手を貼り、受験票を受け取る住所氏名を記入したもの

イ 郵便での申し込みの場合は、封筒に「職員採用試験申込書在中」と朱書きし、簡易書留郵便で郵送してください。

(3) 受付期間・時間及び場所

①受付期間 平成31年1月21日（月）～平成31年2月12日（火）

（土・日・祝日を除く）

②受付時間 午前8時30分～午後5時15分

③受付場所 亀山市社会福祉協議会事務局 総務係

（亀山市羽若町545 亀山市総合保健福祉センター 1階 1番窓口）

(4) 受験票の送付 受験申込み受付期間終了後、受験申込者本人に受験票を交付します。

(5) 受験心得 受験の際は、必ず受験票を持参して定刻までにお越しください。遅刻した場合は受験できません。また、鉛筆（HB3本以上）、消しゴム、昼食を持参してください。

5. 合否の発表について

（第1次試験結果） 第1次試験受験者本人に書面で通知します。

（第2次試験結果） 第2次試験受験者本人に書面で通知します。

合格者（採用内定者）の発表は、平成31年3月中旬の予定です。

※採用当日までに受験資格に示した要件を満たさない場合は、採用資格を失います。

また、申込書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

6. 採用の方法

(1) 採用予定期日

平成31年4月1日（応相談）

(2) 主な勤務場所

亀山市社会福祉協議会は、実施する事務・事業に応じて、様々な資格の職員を配置して事業展開をおこなっています。採用後の配属については、下記部署及び事業所すべてをその配属先の候補として検討し決定します。

- ・ 亀山市社会福祉協議会 事務局
- ・ 高齢者・障害者福祉サービス事業所

(3) 補欠合格について

最終合格者の他に補欠合格者を決定することがありますが、補欠合格者は欠員等が生じた場合に限り、採用の対象となります。

(4) 健康診断書の提出について

最終合格者（採用内定者）の方を対象に、健康診断書を提出していただきます。

7. 給与等について

社会福祉法人亀山市社会福祉協議会職員就業規程に基づき支給されます。

- (参考) 時間外勤務手当・通勤手当・扶養手当・期末手当・勤勉手当等
社会保険・厚生年金・雇用保険加入
有給休暇制度・退職金制度

8. その他

- (1) 職員採用試験申込書等のご提出をいただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。
- (2) この採用試験を受験する方の個人情報、職員採用の目的以外には使用しません。

以上